年末年始も安全・安心なくまもとを



年末年始はあちこちに「ワルモン」が出没！あなたの財産を狙っています。また、忘年会などで外出や飲酒の機会が増える時期でもあります。今回は安全で安心な年末年始を過ごすために、心がけたいポイントを紹介します。

01 飲酒運転の根絶

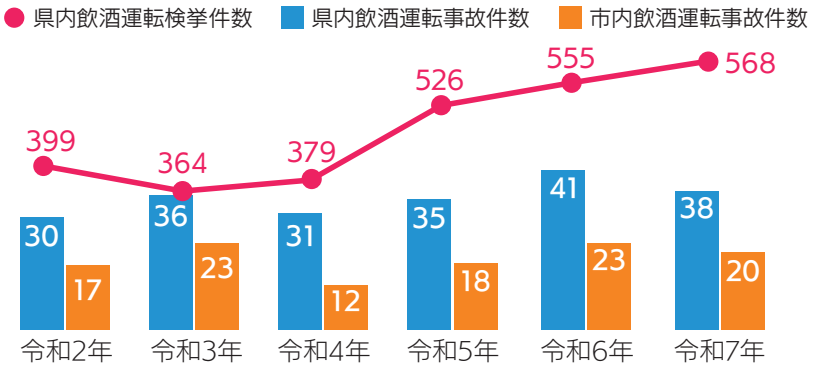
飲酒運転をしない！させない！許さない！



飲酒運転は、被害者だけでなく加害者やその家族の人生も変えてしまう重大な犯罪です。**自転車の飲酒運転も禁止**されています。「少しだけなら大丈夫」という安易な考えを捨て、飲酒運転をなくしましょう。

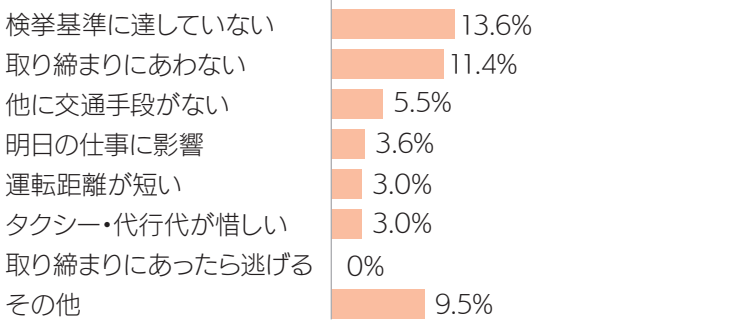
熊本県内・熊本市内の飲酒運転事故件数と県内飲酒運転検挙件数

出典：熊本県警



※高速道路の事故を除く。事故件数は、人身事故、第一当事者、原付以上の統計。令和6年および令和7年の県内飲酒運転検挙件数には、飲酒運転を助長したとして検挙された件数を含む。

飲酒運転の動機は「意識のゆるみ」



令和7年飲酒運転実態調査　出典：熊本県警

県警と連携した啓発活動を実施しています

本市では、社会全体で飲酒運転を「しない！させない！許さない！」という意識の向上を図るため、県警と連携して啓発活動を実施しています。



飲酒運転を防ぐために一人一人ができること

- □お酒を飲んだら運転しない
- □飲酒している人に運転させない
- □飲酒後は自転車にも乗らない
- □飲酒したら公共交通機関やタクシーを利用する

市ホームページはこちら

02 客引き行為

客引き行為をしない！させない！利用しない！

客引き行為とは、公共の場で、特定の人の前に立ちふさがったり、追いかけたりして、客となるよう誘う行為です。年末年始にかけて多くなる傾向があります。本市の条例では、中心市街地（下通アーケード等）での客引き行為が禁止されています。



宣言店の目印「ステッカー」

客引きを利用しない宣言店制度

申請方法・宣言店の一覧はこちら



本市では「客引き行為をしない・させない・利用しない」と宣言したスナックやバー、居酒屋等の店舗を認定する宣言店制度を実施中です。市ホームページから申請できますので、店舗経営者の皆さまは安全・安心な繁華街づくりのため、積極的な申請をお願いします。